

警察庁舎内の全面禁煙にご協力を

平成22年6月1日から交番・駐在所（住居部分は除く。）を含む全警察庁舎内は終日全面禁煙となりました。



ご来庁の皆さんのご理解・ご協力をお願いします

本年2月、厚生労働省から「受動喫煙防止対策について」の通知が各都道府県に対して発出され、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきで、少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙が望ましい。」との指針が示されました。

秋田県警察では、これまで様々な受動喫煙防止対策を推進してまいりましたが、この通知を受け、6月1日からご来庁される皆さんや職員の副流煙による健康被害防止のため、全警察庁舎内の全面禁煙を実施することにいたしました。